

平成27年4月1日

株主各位

東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シャッター株式会社
代表取締役 茂木 哲哉

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成27年2月開催の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成27年4月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたので、公告いたします。

以上

(ご参考)

1. 上記変更に伴い、平成27年4月1日をもって東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。
2. 株主各位におかれましては、一切のお手続きは不要ですので、念のため申し添えます。